

登別市備蓄整備方針

登 別 市

平成25年3月策定

令和 4年10月更新

目 次

1 はじめに	1
2 基本的な考え方	2
(1) 家庭内備蓄	
(2) 事業所内備蓄	
(3) 流通備蓄	
(4) 行政備蓄	
3 備蓄品交付対象者	4
(1) 災害想定	
(2) 備蓄品交付対象者	
4 備蓄拠点と保管場所	5
(1) 備蓄拠点	
(2) 保管場所	
5 備蓄品目と備蓄目標	6
(1) 備蓄品目	
(2) 行政備蓄の考え方	
(3) 備蓄品目別交付対象者及び備蓄目標数	
(4) 流通備蓄による重点確保品目	
(5) 備蓄品の配置	
6 備蓄整備(購入)計画	13
(1) 食料・飲料水	
(2) 生活必需品	
(3) 資器材	
(4) 備蓄品の有効活用	
【別表】	16
(別表1) 物資の供給等に関する協定一覧	
(別表2) 主な備蓄場所	
(別表3) 主な備蓄品の内容	

1 はじめに

災害に対する備えは、平時から防災訓練や施設の整備を行い、被害を最小限にとどめる予防的な備えと併せて、災害発生後も命をつなぐための食料をはじめとした物資と資機材の備蓄を行っておく必要がある。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条では、「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。」とされ、防災に関する必要な物資及び資材の備蓄等は、災害予防責任者(地方公共団体の長等)の義務とされている。

本市は、登別市地域防災計画中の「救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画」において基本的な方針を規定し、「登別市備蓄整備方針」に基づき、計画的な食料及び防災資機材等の備蓄に努めてきたところであり、平成24年11月の暴風雪による大規模停電の発生や、平成30年9月の北海道胆振東部地震における大規模停電などを教訓に見直しを行ってきた。

また、令和3年7月に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合を想定した新たな津波浸水想定が発表され、登別市においては、同年10月に同法に基づく津波災害警戒区域が指定された。さらに、令和4年7月に津波浸水想定を基にした「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」が公表され、本市の建物被害(全壊棟数)14,000棟、人的被害(冬・深夜で早期避難率が低い場合の死者数)20,000人とされている。

本市においては、このような状況と過去の災害及び新型コロナウイルス感染症などから得られた課題を本計画に反映させるとともに、今後とも、必要に応じて随時見直しを行い修正することとする。

2 基本的な考え方

災害時には、食料、飲料水、生活必需品など市民の生活を守る物資や応急対策活動を円滑に実施する防災資機材等の確保が必要なため、平時から、市として最低限の備蓄と民間企業等からの調達体制の整備に努めつつ、家庭内備蓄や事業所、自主防災組織等における備蓄を奨励し、市民、事業者及び行政が一体となった備蓄体制を構築するものとする。

(1) 家庭内備蓄

市民は災害時に備え、自らの家庭内において「最低3日間、推奨1週間」の食料や飲料水及び衣類、携帯電話充電器、ラジオ、懐中電灯、医薬品等を用意し、すぐに持ち出せるよう保管するなど、日頃から災害時に必要な物資等を準備しておくものとする。

また、備蓄に当たっては、日常的に使用している食品を活用するローリングストック方式や長期保存可能なもの、調理に手間のかからない品目を確保するなど、実践しやすい内容を市民に啓発するよう努める。

【家庭内備蓄品の例】

食 糧： レトルト食品、アルファ化米、乾パン、缶詰等

飲 料 水： 1人当たり1日3L以上

生活用品等： 衣類(防寒着)、軍手、毛布、タオル、ティッシュ、懐中電灯、ラジオ、携帯電話充電器、救急医療品、常備薬、衛生用品、携帯トイレ、マスク、消毒液 等

(2) 事業所内備蓄

家庭内備蓄と同様に「最低3日間、推奨1週間」の備蓄品を事業所内に確保する。

また、各事業所は、帰宅が困難となった者の災害時の応急処置を講じるための食料や資機材等を備蓄し、施設の利用者や従業員等の安全確保に努める。

(3) 流通備蓄

市では災害時に必要な食料、生活必需品、資機材の供給、運搬等に関して、あらかじめ民間企業等と各種協定を締結しており、災害時には、これらの協定に基づき円滑な物資の調達に努め避難所等に配分する。

また、市は各事業者と定期的に連絡をとり、提供可能な物資及び量の把握に努める。

(4) 行政備蓄

大規模災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されるため、市はこれらの災害に備え、平時から計画的に食料、生活必需品及び避

難所資機材等の備蓄に努めるとともに、これらの物資等を必要とする避難所に運搬できる環境を確保する。

物資の調達等に関する協定一覧は、別表1のとおり。

【災害時の物資調達に関するイメージ】

日数	1日	2日	3日以降
物資の調達に関する基本方針	家庭内備蓄		
	協定業者等からの調達		
	全国からの救援物資		
	市による備蓄		

3 備蓄品交付対象者

(1) 災害想定

ア 地震

平成28年度地震被害想定調結果報告書(平成30年2月 北海道)によると、登別市の地震被害想定結果の避難者数は1,881人とされている。

イ 津波災害

太平洋沿岸の津波浸水想定(令和3年7月 北海道)及び被害想定(令和4年7月 北海道)では、最大で約8割の市街地が浸水し、浸水予測地域人口は、市民約37,000人(深夜帯人口)、観光客約4,200人(平成30年8月の1日平均宿泊数)、合計約42,000人が影響を受ける可能性がある。

ウ 大雨・洪水・土砂災害

大雨による洪水や土砂災害は、市の全域にわたって同時期に発生するのではなく、限られた地域において発生すると想定する。

なお、胆振幌別川・来馬川洪水浸水想定(想定最大規模)(令和元年7月北海道)では、同河川が氾濫し洪水が発生した場合の浸水予測地域人口は、市民約13,500人が影響を受ける可能性がある。

(2) 備蓄品交付対象者

備蓄品については、全量を行政が備蓄するのではなく、市民、事業者及び行政が連携し、必要な食料及び物品等を確保することを前提に、当市における最大の被害が想定される津波災害に対応すべく、42,000人を交付対象者とする。

4 備蓄拠点と保管場所

(1) 備蓄拠点

避難所は住民等の速やかな避難を確保するため、人員の配置、備蓄品の搬入及び情報伝達(広報)等を考慮しつつ、より多くの避難者を受け入れることが可能な登別・登別温泉地区、幌別地区及び鷺別地区の大型公共施設4箇所を避難所として優先的に開設することとしている。

このため、災害用備蓄品についても、各地区の優先的に開設する避難所を中心に配置するとともに、カルルス地区及び鉱山地区については、連絡道路が限られ土砂災害等により孤立化するおそれがあることを踏まえ、主な備蓄拠点は別表2のとおりとし、災害の状況に応じて他の避難所にも速やかに物資を提供できるようにする。

(2) 保管場所

備蓄品の保管場所は、主に市内の公共施設の空きスペース及び防災備蓄倉庫とし、保管場所の選定にあたっては、可能な限り津波及び洪水の浸水区域外、または津波避難ビルに適合するような施設の避難スペースと同等の階層及び土砂災害等の危険が少ない施設とする。

5 備蓄品目と備蓄目標

(1) 備蓄品目

備蓄品目については、市民の生命維持を最優先事項として避難等で必要となる、別表3に掲げる食料、飲料、台所・食器、電化製品、生活用品、避難所備品・応急用品、燃料その他の物資について年次的に整備する。

なお、そのほか必要となった品目については、事業所等との協定を活用して適宜整備する。

(2) 行政備蓄の考え方

基本となる備蓄品の交付対象者数は、3(2)で示した42,000人とするが、その対象者全員分を行政が備蓄するのではなく、登別市地域防災計画に定める「災害時の物資調達に関する基本方針」に基づき、概ね発災から1日目までに必要な交付対象者を設定する。

なお、行政備蓄の目標数は、定期的な買い換えのための財源や保管場所の確保等を考慮して設定することとし、次のとおり備蓄目標の割合を設定する。

ア 家庭内備蓄:50%

(登別市総合計画第3期基本計画の進捗状況管理指標より「非常持ち出し品を備えている人の割合」が令和元年時点で50.5%)

イ 事業所内備蓄:10%

(備蓄物資交付対象者数に含まれる観光客数(全体の1割程度)はホテルや飲食店等で補うことを想定)

ウ 流通備蓄:25%

(発災後、1日目の終盤には災害時応援協定業者等からの流通備蓄が開始されると想定)

エ 行政備蓄:15%

上記ア～エより、基本となる行政備蓄の交付対象者を6,500人(42,000人×15% = 6,300 ÷ 6,500)とする。

また、避難所における生活必需品や資機材の備蓄目標数については、避難所の収容可能人数や保管場所の確保に限りがあることから、感染症対策時における次の主要避難所における収容可能人数から算出することとし、基本となる行政備蓄の交付対象者を600人とする。

主要避難所	感染症対策時の収容可能人数	
市民会館	132人	計528人 ≒600人
鷺別公民館	94人	
婦人センター	110人	
鉄南ふれあいセンター	86人	
その他1箇所(平均)	106人	

(3) 備蓄品目別交付対象者及び備蓄目標数

基本となる行政備蓄の交付対象者は5(2)のとおりとするが、備蓄品目別に交付対象者を想定する必要があるものについては、登別市年代別人口(令和4年7月31日現在)から交付対象者を想定し、備蓄目標数を設定する。

ア 食料・飲料水

基本となる行政備蓄の交付対象者は6,500人とする。

(ア) アルファ化米、缶詰パン、ゼリー(主食類)

登別市の人口の2歳以上の割合(約99.0%)から算出する。

(イ) ビスケット、クッキー等(補食類)

登別市の人口の2歳以上の割合(約99.0%)から算出する。

(ウ) 育児用粉ミルク、育児用液体ミルク、育児用アレルギー対応粉ミルク

登別市の人口の0~1歳までの割合(約1.0%)から算出する。

また、厚生労働省のデータに基づき、食物アレルギー保有者を約2.0%としてアレルギー対応ミルクの交付対象者を算出する。

品目	対象者	1人 当たり	備蓄目標数
アルファ化米	99.0%	3食	6,500人×99.0%×3食×1.1(安全率) =21,236食≒22,000食
缶詰パン			
ゼリー(主食類)			
補食類	99.0%	1食	6,500人×99.0%=6,435人×1食=6,435食≒6,500食
育児用粉ミルク (100ml/個)	1.0%	5食	6,500人×1.0%×5食 =325食≒400食
育児用液体ミルク (240ml/個)	1.0%	2食	6,500人×1.0%×2食 =130食≒100食
育児用アレルギー	1.0%	5食	6,500人×1.0%×5食×2.0%

対応粉ミルク	×2.0%		=7食÷10食
--------	-------	--	---------

(エ) 飲料水

飲料水は、1人1日3リットルの確保を目指す。保管場所の確保の観点から、行政備蓄は1人1日0.5リットルとする。(行政備蓄、流通備蓄、浄水場等からの直接補給等を見込む)

品目	対象者	1人 当たり	備蓄目標数
飲料水 (500ml)	100%	1本	6,500人×100%×1本=6,500本

イ 生活必需品

基本となる行政備蓄の交付対象者は、避難所以外で利用する避難者等への交付を想定し、品目別に6,500人と600人に分けて設定する。

また、「携帯トイレ」「生理用品」「おむつ(こども用)」等については、内閣府の避難所ガイドラインより、1日5回使用すると想定する。

(ア) マスク(大人用)

登別市の人口の13歳以上の割合(約91.8%)から算出する。

(イ) マスク(子ども用)

登別市の人口の12歳以下の割合(約8.2%)から算出する。

(ウ) 生理用品

登別市の人口の13歳以上50歳以下の女性の割合(約33.5%)及びその25%が生理用品を必要と想定し算出(約33.5%×25%=約8.4%)する。

(エ) おむつ(大人用)

要介護3以上の認定を受けている登別市民約700人(令和4年2月28日現在)のうち、15%(行政備蓄割合)が必要と想定して算出する。

(オ) おむつ(子ども用)

登別市の人口の0~3歳までの割合(約2.1%)から算出する。

(カ) 哺乳瓶

登別市の人口の0~1歳までの割合(約1.0%)から算出する。

品目	対象者	1人 当 た り	備蓄目標数
室内スリッパ	100%	1足	$600人 \times 100\% \times 1足$ =600足
ボディシート	100%	5枚	$600人 \times 100\% \times 5枚$ =3,000枚
携帯トイレ	100%	5個	$6,500人 \times 100\% \times 5個$ =32,500個 \div 40,000個
ゴミ袋	100%	1枚	$600人 \times 100\% \times 1枚$ =600枚
タオル	100%	5枚	$600人 \times 100\% \times 5枚$ =3,000枚
ペーパータオル	100%	5枚	$600人 \times 100\% \times 5枚$ =3,000枚
マスク(大人用)	91.8%	1枚	$600人 \times 91.8\% \times 1枚$ =551枚 \div 600枚
マスク(子供用)	8.2%	1枚	$600人 \times 8.2\% \times 1枚$ =50枚 \div 100枚
生理用品	8.4%	5枚	$6,500人 \times 8.4\% \times 5枚$ =2,730枚 \div 2,800枚
おむつ(大人用) パンツ型	要介護3~5 行政備蓄15%	3枚	$700人 \times 15\% \times 3枚$ =315枚 \div 320枚
おむつ(大人用) 尿取りパット	要介護3~5 行政備蓄15%	2枚	$700人 \times 15\% \times 2枚$ =210枚 \div 210枚
おむつ(子ども用)	2.1%	5枚	$6,500人 \times 2.1\% \times 5枚$ =683枚 \div 700枚
哺乳瓶	1.0%	7本	$6,500人 \times 1.0\% \times 7本$ =455本 \div 500本

ウ 資器材

資器材の備蓄は、優先的に開設する避難所4箇所を安全を考慮して1箇所を加えた5箇所の避難所開設を想定し、1施設あたりの備蓄目標数を次のとおりとする。

また、「乾電池」については、使用用途から逆算し、後述する6(3)のとおりとする。

品目	1避難所 当たり	備蓄目標数
簡易トイレ	2台	2台×5箇所 = 10台
トイレ用テント	2台	2台×5箇所 = 10台
体温計(非接触型)	2個	2個×5箇所 = 10個
救急箱	1箱	1箱×5箇所 = 5箱
フェイスシールド	50枚	50枚×5箇所 = 250枚
ゴーグル	2個	2個×5箇所 = 10個
使い捨て手袋	150枚	150枚×5箇所 = 750枚
使い捨てエプロン	100枚	100枚×5箇所 = 500枚
アルコール消毒液(1L)	10個	10個×5箇所 = 50個
トイレ用ペーパー	100個	100個×5箇所 = 500個
カセットガスコンロ	3台	3台×5箇所 = 15台
やかん	3個	3個×5箇所 = 15個
乾電池	(後述する「6(3)資機材」参照)	
延長コード	1本	1本×5箇所 = 5本
電エドラム	5台	5台×5箇所 = 25台
懐中電灯	20個	20個×5箇所 = 100個
ランタン	50個	50個×5箇所 = 250個
携帯用充電器	5個	5個×5箇所 = 25個
投光器	5台	5台×5箇所 = 25台
ラジオ	10台	10台×5箇所 = 50台
拡声器	10台	10台×5箇所 = 50台
発電機(ガス・ガソリン)	5台	5台×5箇所 = 25台
ストーブ(石油・ガス)	5台	5台×5箇所 = 25台
嘔吐物処理セット	10個	10個×5箇所 = 50個
屋外用テント	5張	5張×5箇所 = 25張
室内用テント	2張	2張×5箇所 = 10張
パーティション	40区画	40区画×5箇所 = 200区画
毛布	200枚	200枚×5箇所 = 1,000枚
寝袋	20枚	20枚×5箇所 = 100枚
段ボールベット	10台	10台×5箇所 = 50台

GIベット	20台	20台×5箇所 =100台
床用敷きマット	100枚	100枚×5箇所 =500枚
誘導棒	5本	5本×5箇所 = 25本
防災ベスト	40着	40着×5箇所 =200着
ブルーシート	20枚	20枚×5箇所 =100枚
ヘルメット	40個	40個×5箇所 =200個
ガソリン携行缶	10台	10台×5箇所 = 50台
ポリタンク(灯油用)	2個	2個×5箇所 = 10個
水袋	100個	100個×5箇所 =500個

※上記備蓄目標数は、各地区合町内会に管理を一任している「発電機(ガソリン)」「ガソリン携行缶」(各31個)を除く。

(4) 流通備蓄による重点確保品目

災害時の物資供給については、登別市地域防災計画「物資の調達に関する基本方針」に基づき、避難所開設時において行政備蓄及び家庭内備蓄を活用することとするが、避難所開設初期や避難所開設期間が長期にわたる場合は、事業所等との協定により物資を確保する。

その際に必要となる物資は、災害の発生状況や開設期間の見込みにより様々なケースが想定されるところであるが、北海道胆振東部地震において長期避難を要した被災地の状況に鑑み、下記の物資については、優先的確保に努める。

ア 避難所開設初期から調達に努めるもの

- ・ 水、段ボールベット、簡易トイレ、発電機

イ 避難所開設期間の長期化に伴い調達に努めるもの

- ・ 洗濯機、電子レンジ

(5) 備蓄品の配置

ア カルルス地区(令和4年7月末現在)

カルルス地区は、輸送道路が途絶した場合を考慮し、住民及び宿泊可能人数の5割の人数に1日分(3食)を確保する。

カルルス地区		
居住者		23人
宿泊施設	鈴木旅館	70人×0.7= 49人
	湯本オロフレ荘	40人×0.7= 28人
	森の湯山静館	63人×0.7= 44人
	計	144人

【必要備蓄数】

$$144人 \times 1日 \times 3食 = 432食 + 150食(予備) \doteq 600食$$

イ 鉱山地区

鉱山地区は、輸送経路が1ルートしかないため、住民及び宿泊可能人数の7割の人数に3日分(9食)を確保する。

鉱山地区		
居住者		17人
宿泊施設	ふおれすと鉱山	80人×0.7= 56人
	計	73人

【必要備蓄数】

$$73人 \times 3日 \times 3食 = 657食 + 100食(予備) \doteq 800食$$

ウ 登別温泉地区、登別地区、幌別地区、鷺別地区

当該地区は、22,000食からカルルス地区(600食)及び鉱山地区(800食)の分を差し引いた20,600食を別表2の備蓄場所に保管する。

6 備蓄整備(購入)計画について

(1) 食料・飲料水

- ・ 保存期間を考慮しながら計画的に整備する。
- ・ 可能な限り保存期間の長いものを購入することとするが、粉ミルクなど保存期間が1年程度のものは、毎年購入することとする。
- ・ 有効活用を図る観点から、賞味期限を半年程度前倒した数量の備蓄に努める。

項目	備蓄目標	賞味期限	整備計画
アルファ米	11,000食	5年	2,200食/年
備蓄パン	7,600食	5年	1,520食/年
ゼリー(主食用)	3,400食	5年	680食/年
補食類	6,500食	5年	1,300食/年
育児用粉ミルク (100ml/個)	400食	1年	400食/年
育児用液体ミルク (240ml/個)	100食	1年	100食/年
育児用アレルギー 対応粉ミルク	10食	1年	10食/年

- ・ 飲料水(500ml)は、賞味期限が10年以上のものを購入することとし、10年計画で650個/年購入する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和10年度
購入量	650本	650本	650本	650本	650本
総備蓄量	650本	1,300本	1,950本	2,600本	3,250本

	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
購入量	650本	650本	650本	650本	650本
総備蓄量	3,900本	4,550本	5,200本	5,850本	6,500本

(2) 生活必需品

- ・ 紙おむつ(乳幼児用・大人用)や生理用品については、使用推奨期限が製造日から3年程度若しくはそれ以上のものを購入することとし、使用推奨期限が半年未満になったものは入れ替えを行う。
- ・ 毛布は、長期保存が可能な真空パックのものを購入することとし、長期間経過したものは、保存状況を確認し必要に応じてクリーニングや入れ替え等を行う。
- ・ 携帯トイレは、排泄物凝固剤の使用推奨期限が10年程度であることから10年計画で4,000個/年購入する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
購 入 量	4,000個	4,000個	4,000個	4,000個	4,000個
総備蓄量	4,000個	8,000個	12,000個	16,000個	20,000個

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
購 入 量	4,000個	4,000個	4,000個	4,000個	4,000個
総備蓄量	24,000個	28,000個	32,000個	36,000個	40,000個

- ・ 哺乳瓶は、使用推奨期限が5年程度であることから、5年計画で100個／年購入する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
購 入 量	100個	100個	100個	100個	100個
総備蓄量	100個	200個	300個	400個	500個

- ・ 障がい者用トイレやオストメイト対応トイレ等についても整備を進めるものとする。
- ・ 軽微な外傷及び健康管理等に必要な物品については、消毒薬等の使用期限や使い捨て手袋等の劣化の状況により計画的に更新を行う。

(3) 資機材

- ・ 発電機等の資機材は、保管状況や耐用年数を考慮しながら計画的に整備・更新を行う。また、故障等が生じた場合は、随時修繕や補充等を行う。
- ・ 乾電池は使用推奨期限が5年程度であり、備蓄している資機材の数量から逆算して、次のとおり5年サイクルで年次的に購入する。

資機材	電池の種類	資機材備蓄数	必要本数	総 数
懐中電灯	単1電池(4本)	87台	348本	382本
灯油ストーブ	単1電池(2本)	17台	34本	
誘導棒	単2電池(2本)	20本	40本	40本
ラジオ	単3電池(4本)	45台	180本	988本
メガホン	単3電池(4本)	52台	208本	
LEDライト	単3電池(4本)	150個	600本	
非接触型体温計	単4電池(2本)	30本	60本	60本

【購入量】

単1電池 382本 ÷ 5年 ≒ 80本 / 年
 単2電池 40本 ÷ 5年 ≒ 10本 / 年
 単3電池 988本 ÷ 5年 ≒ 200本 / 年

単4電池 60本 ÷ 5年 ≒ 12本 / 年

※災害等の発生により消耗した場合は必要数量を追加で購入するものとする。

※その他、ボタン電池についても一定数備蓄するものとする。

(4) 備蓄品の有効活用

保存期間が半年未満となった食料や使用期限が迫った生活用品については、防災意識向上及び食料品等の廃棄要請の観点から、町内会等の防災訓練や防災研修などにおける試食用品としての活用、防災に関する協力団体等への提供及びフードバンクなどの社会福祉活動への協力などにより、可能な限り有効活用する。

別表1 物資の調達等に関する協定一覧

N O	協定名	締結先	概要	締結年月日
1	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	(社)室蘭地区トラック協会	災害時における救助物資等の輸送のための貨物自動車の調達に関する協定 (物資輸送)	平 10. 1.17
2	生活必需物資の調達に関する協定	登別商工会議所	災害時における生活必需物資の調達に関する協定 (寝具、外衣、肌着、炊事道具、食器、日用品、食料品等)	平 10. 9.22
3	災害時における応急生活物資供給の協力及び緊急避難所の提供に関する協定	イオン北海道(株)	災害時における応急生活物資(保有商品)の供給及び緊急避難場所(駐車場)の提供に関する協定 (食品、飲料、寝具、衣類、日用品)	平 20. 1.28
4	災害時における燃料の供給及び施設の利用等の協力に関する協定	胆振地方石油販売業協同組合	災害時における市の行う応急措置業務並びに市民生活のための燃料の供給及び施設の利用に関する協定 (燃料(石油))	平 20.10.10
5	災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定	登別ガス協同組合	災害時等におけるLPガスの供給及び搬入に関する協定 (LPガス)	平 22. 7. 7
6	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	災害時等における災害対応型自動販売機による情報提供及び自動販売機内在庫飲料の提供に関する協定 (自動販売機内在庫飲料)	平 22.12.22
7	災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリーフーズ(株)	災害時における自動販売機内在庫飲料の提供及び備蓄用飲料水の提供に関する協定 (自動販売機内在庫飲料、飲料水)	平 23. 4.26
8	災害等の発生時における登別市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	災害等の発生時における被災場所の応急措置及び復旧工事、LPガスの供給及び関連機器の設置工事等に関する協定 (LPガス)	平 23.12.21
9	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)カナモト登別出張所	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 (発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等)	平 24. 5.21
10	災害時における医薬品及び応急生活物資供給の協力に関する協定	(株)ツルハ	災害時における医薬品及び生活必需物資等の供給に関する協定 (医薬品、食料品、日用品等)	平 24. 6.28
11	災害時における医薬品及び応急生活物資供給の協力に関する協定	(株)サッポロドラッグストアー	災害時における医薬品及び生活必需物資等の供給に関する協定 (医薬品、食料品、日用品等)	平 24. 7.17
12	災害時における応急物資の供給の協力に関する協定	マックスバリュ北海道(株)	災害時における食料品及び生活必需物資等の供給に関する協定 (食料品、日用品等)	平 24. 7.17
13	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)共成レンテム登別営業所	災害時における機材の提供に関する協定 (発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等)	平 24. 8. 8
14	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)ナガワ	災害時における機材の提供に関する協定 (発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等)	平 24. 8.28
15	災害時における応急物資の供給の協力に関する協定	生活協同組合コープさっぽろ	災害時における生活必需物資等の提供に関する協定 (食料品、日用品等)	平 24. 9. 4
16	災害時における食糧供給の協力に関する協定	西山製麺(株)	災害時における応急食糧の供給に関する協定 (製麺)	平 25.10.31
17	災害時における食糧供給の協力に関する協定	(株)ロバパン	災害時における応急食糧の供給に関する協定 (パン)	平 25.10.31

18	災害時における食品及び飲料の供給に関する協定	サッポロウエシマコーピー(株) (株)北海小型運輸	災害時における食品及び飲料の供給に関する協定 (食品、飲料)	平 26.11.19
19	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	(株)セブンイレブンジャパン	災害時における応急生活物資の供給に関する協定 (食料品、飲料品、生活物資)	平 28. 2.26
20	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	災害時における地図製品等の供給に関する協定 (住宅地図、広域地図、住宅地図配信サービス)	平 29. 8. 7
21	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	(株)アクティオ北海道支店	災害時におけるレンタル機材の優先提供に関する協定 (発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等)	平 30. 9.27
22	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	合同容器(株) Jパックス(株)	災害時における応急生活物資の供給に関する協定 (段ボール製ベット・シート・間仕切り等)	令 1. 9.20
23	災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書	(株)オウルテック	災害時における電子関連物品等の供給に関する協定 (電子関連物品等)	令 2. 7. 1
24	災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書	(株)MOTTERU	災害時における電子関連物品等の供給に関する協定 (電子関連物品等)	令 2.12. 1
25	登別市と株式会社わかさいも本舗との地方創生に関する包括連携協定書	(株)わかさいも本舗	相互連携によりそれぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進するため、防災・災害対策に関すること等、地方創生の実現に関する包括連携協定	令 3. 1.27

別表2 主な備蓄拠点

備蓄地区	施設名	所在地	備蓄場所	
			階	場所
登別温泉地区	登別市消防署東支署	中登別町 207 番地	1階	備蓄倉庫
カルルス地区	薬師神社	カルルス町 4 番地 17	1階	薬師神社
鉱山地区	ネイチャーセンター	鉱山町 8 番地 3	1階	玄関横倉庫
登別地区	婦人センター	登別東町 3 丁目 6 番地 7	1階	機械室
			3階	倉庫
幌別地区	市役所本庁舎	中央町 6 丁目 11 番地	1階	国民健康保険G向かい倉庫
			屋外	防災備蓄倉庫
	総合福祉センター	片倉町 6 丁目 9 番地 1	屋外	防災備蓄倉庫
	日本工学院北海道専門学校	札内町 184 番地 3	1階	体育館部室
	青葉小学校	青葉町 3 番地 3	1階	体育館更衣室
	幌別中学校	千歳町 3 丁目 1 番地 3	1階	職員玄関から入って左の資料室
	登別市民会館	富士町 7 丁目 33 番地 1	1階	大ホール廊下床下
			2階	青少年センター横の倉庫
鉄南ふれあいセンター	幌別町 3 丁目 17 番地 1	屋外	防災備蓄倉庫	
鷺別・新生地区	鷺別公民館	鷺別町 3 丁目 3 番地 4	2階	和室横の倉庫
			屋外	防災備蓄倉庫
	緑陽中学校	富岸町 1 丁目 11 番地 1	2階	給食配膳室
	若草小学校	若草町 1 丁目 1 番地 2	3階	多目的ホール向かい資料室
	富岸小学校	富岸町 2 丁目 17 番地 4	3階	サーバー室
鷺別小学校	鷺別町 4 丁目 36 番地 21	4階	防災倉庫	

※ この表に定める施設のほか、自主防災組織・地域住民が災害対策の拠点とする指定避難所等については地域防災力の向上を図るため、別に定める発電機等の必要物品の備蓄を行うものとする。

別表3 主な備蓄品の内容

備蓄品目	内 容
食料	アルファ化米、缶詰パン、ゼリー(主食類)
	粉ミルク(アレルギー対応含む)、液体ミルク
	ビスケット、クッキー等(補食類)
水	飲料水
衣類	室内用スリッパ
台所・食器	紙コップ、割り箸、スプーン
	カセットガスコンロ、やかん
電化製品	乾電池(単1~4)、延長コード、電エドラム
	懐中電灯、ランタン、携帯用充電器、投光器、ラジオ、拡声器、発電機(ガス・ガソリン等)
	ストーブ(石油・ガス)
生活用品	ボディーシート
	携帯トイレ、簡易トイレ、トイレ用テント
	ゴミ袋、バケツ、
	タオル、ペーパータオル、毛布
	寝袋、段ボールベット、GIベット
	体温計(非接触型)、救急箱、マスク(大人用・子供用)、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、使い捨てエプロン、アルコール消毒液、嘔吐物処理セット
	トイレトペーパー、生理用品、大人用おむつ
ほ乳瓶、子供用おむつ	
作業道具	脚立、スケール、軍手
避難所備品・応急用品	仮設トイレ、災害時優先電話機、防災用無線機(移動系)、屋外用テント、室内用テント、パーティション、床用敷きマット、誘導棒、防災ベスト
	土嚢袋、ブルーシート、ロープ、ヘルメット、ガソリン携行缶、ポリタンク(灯油用)、水袋
燃料	発電機用燃料(ガソリン、LPガス、カセットガス)、暖房用(LPガス、灯油)

登別市総務部総務グループ（防災担当）

電話番号 0143-85-1130

Eメール bousai@city.noboribetsu.lg.jp